

電気の疑問をかんたん解決 

電気の手引き

保存版

お問い合わせ

● J:COM でんき/J:COM 電力 家庭用コースに関するお問い合わせ



0120-848-816

AM9:00～PM6:00 年中無休

※発信者番号を非通知に設定されている場合は、0120の前に「186」を付けてお電話ください。※弊社が提供するテレビ、ネット、スマホ、ガス、およびこれらの付随サービス、その他のJ:COMサービスをご案内することがあります。

※2024年6月末現在（一部除く）。※住所や建物によつては利用いただけない場合あり。※会社名・製品名・サービス名は、各社の登録商標または商標。一部申請中のものを含む。※画像・イラストはすべてイメージ。

J:COM でんき/J:COM 電力
家庭用コース

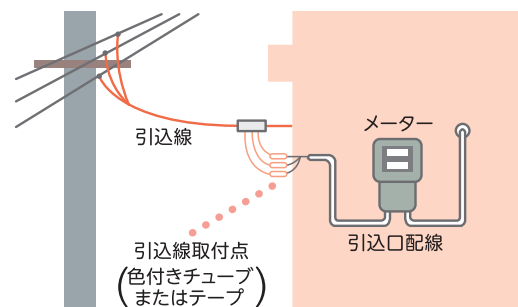
INDEX

電気について		電気の使い方について	
P.2	① 家の中の電気設備	P.14	⑧ 電気の契約
P.4	② 電気がつかない	P.15	⑨ 電気料金のお支払い
P.8	③ アンペアブレーカーが切れる	P.16	⑩ 「電気ご利用料金のお知らせ」について
P.9	④ 電気の安全な使い方	P.18	⑪ 入退居時について
P.10	⑤ 漏電・感電について	P.19	⑫ 周波数について
P.12	⑥ 災害時について	P.20	⑬ 賢い電気の使い方
P.13	⑦ 電線・電柱について	P.21	⑭ ご注意ください
		P.22	⑮ ご確認ください

1 いろいろあります！ 家の中の電気 設備

電柱とご家庭をつなぐ「引込線」

一般的に電気は、電柱から引込線で各ご家庭に送られてきます。電柱から軒先などに取り付けられている、色の付いたチューブ、またはテープが付いている引込線取付点までを引込線といい、その先は引込口配線を経由して屋内配線となっています。



各部屋に電気を分ける「分電盤」

皆さまのお宅に送られてきた電気は、それぞれの部屋へ、いくつかの通路(回路)に分けられます。分電盤は、このように電気の分配のほか、使い過ぎや漏電で事故にならないよう、ご家庭で使う電気をチェックする重要な役割を担っています。

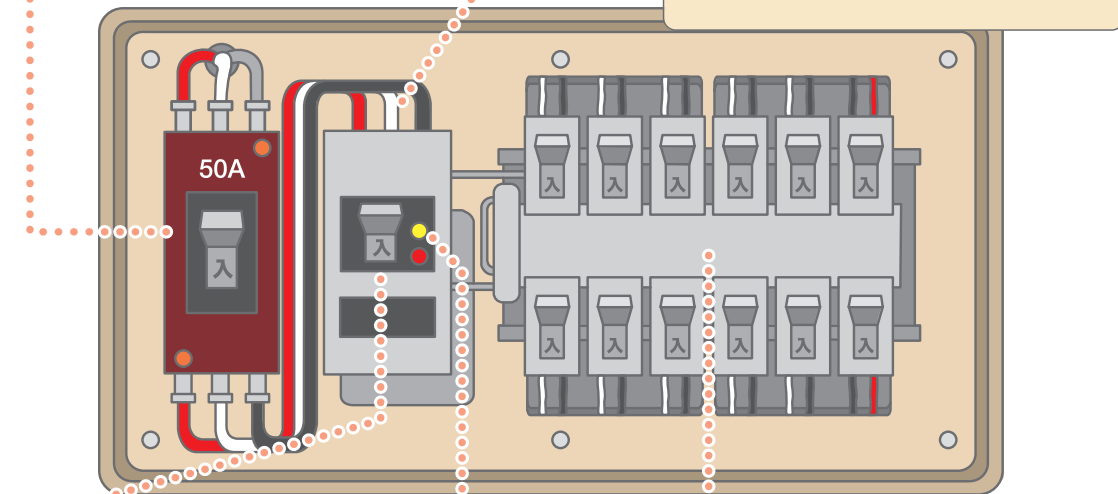
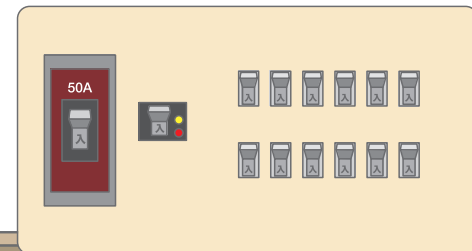
■分電盤のカバーを開けたところ(例)

A アンペアブレーカー

(電流制限器)
契約アンペア以上の電気が流れると、自動的にスイッチが切れ、電気が止まります。
※設置が無い場合もあります。

中性線

■カバーを付けたところ



B 漏電遮断器 (漏電ブレーカー)

復帰ボタン (黄色または白色)

C ブレーカー

それぞれの回路で規定以上の電気が流れると、自動的にスイッチを切り、電気を止める安全装置です。

A アンペアブレーカーは電気を適正にセーブ

アンペアブレーカーは、分電盤の左端に付いていて、一定以上の電気が流れると自動的にスイッチが切れ、電気が止まる仕組みになっています。ここで契約アンペアの大きさを確認することができます。(参照 P.8)

※スマートメーターで契約アンペアの設定がされている場合、アンペアブレーカーの設置はありません。

※お住まいのエリア・ご契約の内容によっては、アンペアブレーカーが取り付けられていない場合があります。

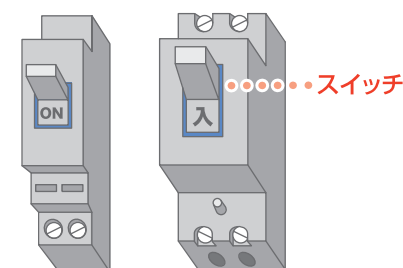
B 漏電遮断器は漏電や感電事故を防止

漏電遮断器は、配線や電気機器が万一、漏電したとき、その異常をすばやく感知して自動的に電気を止めます。漏電が起こったときに、火災や感電事故を防ぐための装置です。(参照 P.10)

C ブレーカーは、配線ごとに電気の流れを守る役割

分電盤からいくつかの回路に分かれて各部屋に電気が運ばれます。この回路(分岐回路)の電気の流れを守るのが1回路に1つずつ付いているブレーカーです。1つの回路に流すことができる電気の量は20アンペアが目安。いくつか回路を分けておくと、そのうちの1つに何か異常が起きても、そのほかの回路への影響が少なくてすみずみです。例えば、照明用とコンセント用に回路を分けておけば、電気機器の異常でコンセント用の回路が切れても、照明用は切れないので、そのまま使用できます。

■ブレーカー

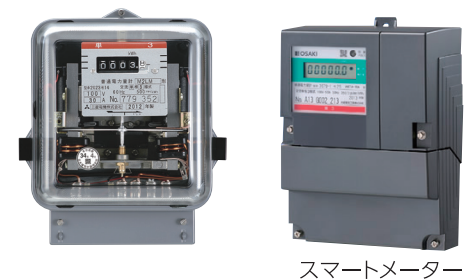


メーターは電気の利用量を計る装置

メーター(電力量計)は、お客さまの電気の利用量を計る装置です。計量が正しく行われているか、法令に基づいて国の定める機関が確認をしなければなりません。また、メーターには公正な料金取引を行うために有効期間(5~10年)が定められていて、期間満了の前に取り換えることになっています。

※スマートメーターで契約アンペアの設定をしている場合があります。

■メーターの一例



2 電気がつかないときの対処法について (アンペアブレーカーの設置がある場合)

電気が消えた!



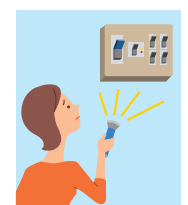
まず、
近所を確認!



近所の電気も
消えている

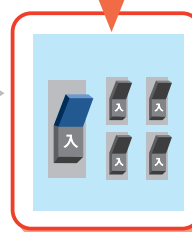


近所の電気は
ついている



お部屋の分電盤
(アンペアブレーカ
ー、漏電遮断器、
ブレーカー)の
スイッチを確認し
てください

どのスイッチも
切れていない

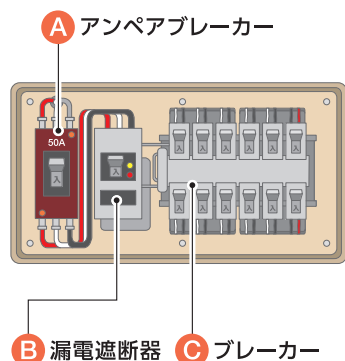


お問い合わせ先
一般送配電事業者
または
J:COMへ

J:COMへ

スイッチが切れている!

分電盤 (例)



A アンペアブレーカー
B 漏電遮断器 C ブレーカー
A アンペアブレーカーは一般送配電事業者
の設備。
B 漏電遮断器とC ブレーカーはお客様の
設備となります。

A アンペアブレーカー
が切れている

主な
原因 ●電気の使い過ぎ

操作

ご使用中の電気機器の
数を減らし、アンペアブレ
ーカーを『入』にする。

B 漏電遮断器が
切れている

主な
原因 ●漏電
●雷などのショック

操作1

ブレーカーをすべて
『切』にする。

操作2

漏電遮断器のスイッチを一度
完全に下げて(『切』)から、上に
あげる(『入』)。

注: 漏電遮断器に復帰ボタン(黄色または白色)が
ある場合は、ボタンを押してから上にあげます。

操作3

ブレーカーを1つずつ『入』に
する。
作業中に漏電遮断器が切れたら、そのブレ
ーカーを『切』にし、操作2に戻る。

上記を繰り返しても漏電遮断器が切れる場合は、
最後に『入』にしたブレーカーについて、
Cの操作を行ってください。

C ブレーカーが
切れている

主な
原因 ●一部の部屋の電気の使い過ぎ
●電気機器や屋内配線の不良

操作

問題があると思われる回線
で使用中の電気機器の数を
減らし、再度、ブレーカーを
『入』にする。

●ブレーカーが再度切れた場合

電気機器または、屋内配線の不良が考えられます。
J:COMまたは、電気工事店へご相談ください。

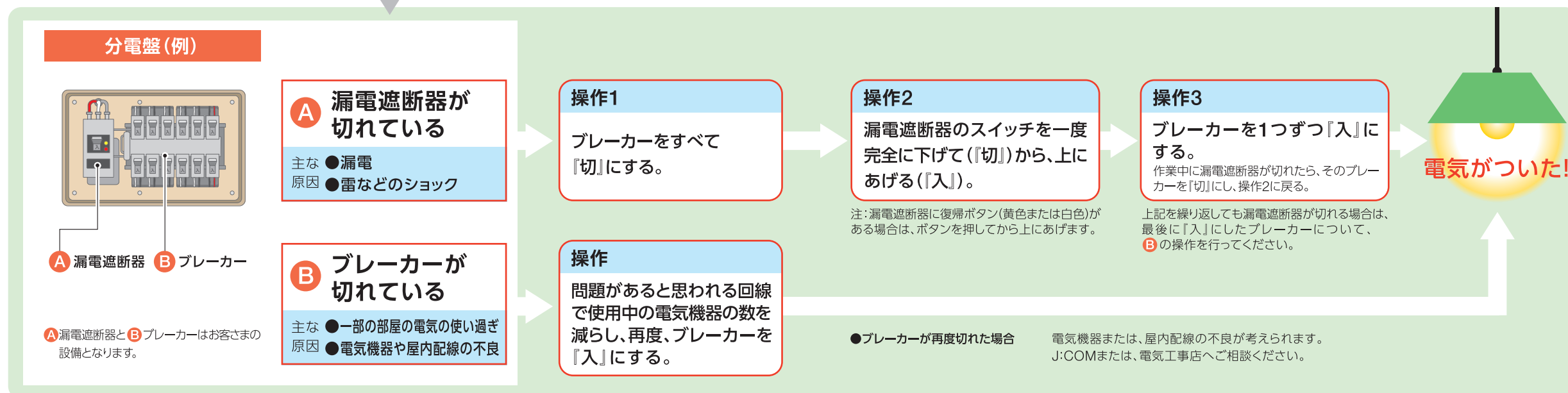
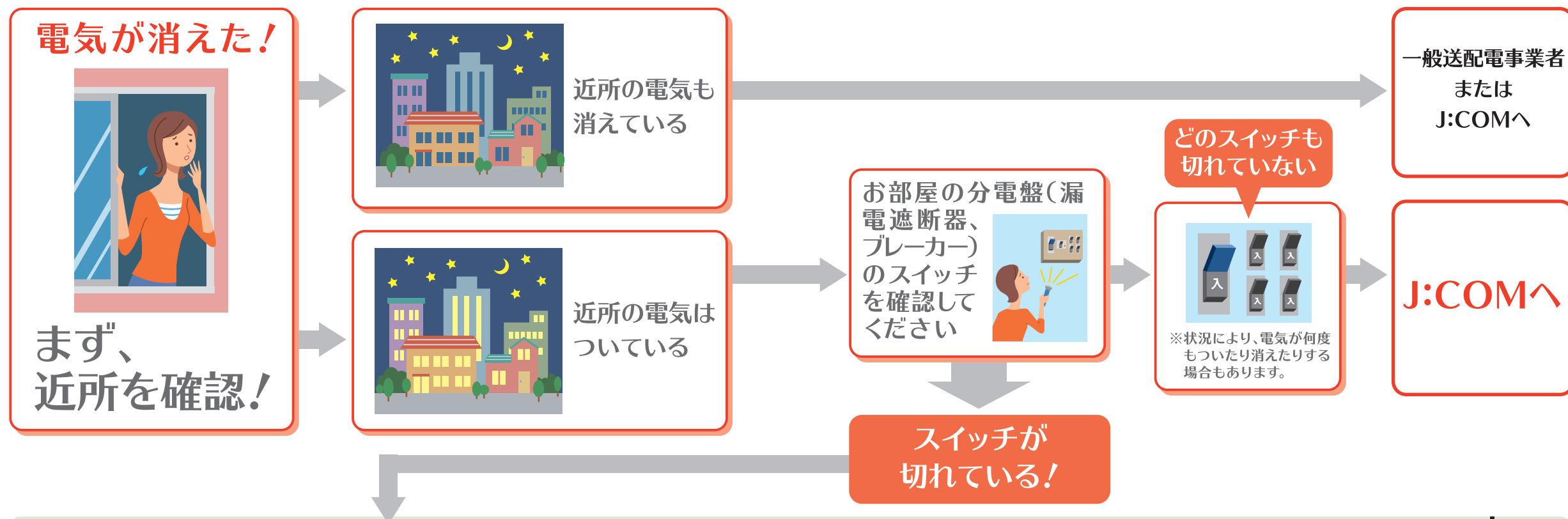
電気がついた!

1つだけ電灯や電気機器がつかない場合について

電球や蛍光灯、グローランプがゆるんでいるなど、接続不良で1つだけ電
あつたり、異常な曲がり方をしている場合は、新しいコードに取り換える必

気機器が使用できない場合があります。接触不良部分を締め直すか、新しいものに交換しましょう。また、電気機器のコードにひび割れが
があります。プラグのネジがゆるみ、コードがはずれていることもあります。

2 電気がつかないときの対処法について (アンペアブレーカーの設置が無い場合)



1つだけ電灯や電気機器がつかない場合について

お部屋の分電盤のどのスイッチも切れていない場合について

電球や蛍光灯、グローランプがゆるんでいるなど、接続不良で1つだけ電
あつたり、異常な曲がり方をしている場合は、新しいコードに取り換える必
一定以上の電気が流れると、スマートメーターの開閉ユニットが「切」と
再開(通電)しますが、一定以上の電気を継続して使用されている場
の供給は停止(停電)したままとなります。停電状態が継続した場合は、

気機器が使用できない場合があります。接触不良部分を締め直すか、新しいものに交換しましょう。また、電気機器のコードにひび割れが
要があります。プラグのネジがゆるみ、コードがはずれていることもあります。

なり、電気の供給を停止(停電)します。その後10~15秒程度で、スマートメーターの開閉ユニットが自動で「入」となり、電気の供給を
合は、再び開閉ユニットが「切」となり、電気の供給を停止(停電)します。このような「入」⇔「切」動作を短時間に複数回繰り返すと、電気
J:COMへお問い合わせください。

アンペアブレーカーが たびたび切れる場合の対処法

契約アンペアの適正值を確認

電気機器が正常に作動しているのに、アンペアブレーカーがたびたび切れる場合は、同時に使用する電気の量が契約アンペアを超えている可能性が考えられます。同時に使う電気機器の数を減らすように工夫するか、ライフスタイルに合わせた適切な契約アンペアを選ぶことをおすすめします。

契約アンペアは、分電盤に取り付けられているアンペアブレーカーの数字などで確認できます。ご家庭の電気の契約で最も多い「J:COM でんき a従量B(10A～60A)/J:COM 電力 従量B(10A～60A)」に応じてお客さまに契約アンペアをお選びいただきます。

契約アンペア (A)	10A	15A	20A	30A	40A	50A	60A
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※契約アンペアの大きさは、同時に使用できる電気の量を表しています。

※アンペアブレーカーは、60アンペアまでお取り換えが可能です。ただし、建物によっては40アンペア、50アンペア、60アンペアのご契約はいただけない場合があります。60アンペアより大きい契約については、J:COMへご相談ください。

※お住まいのエリア・ご契約の内容によっては、アンペアブレーカーが取り付けられていない場合があります。

■電気機器、それぞれのアンペア目安

 インバーターエアコン (冷房時主に10畳用平均) (立ち上がり時は約3倍)	●暖房 6.6A ●冷房 5.8A	 冷蔵庫 (450Lクラス)	●2.5A
 電気カーペット (3畳用)	●全面 8A ●1/2面 4A	 電子レンジ (30Lクラス)	●15A
 テレビ	●プラズマ42型 4.9A ●液晶42型 2.1A	 IHジャー炊飯器 (5.5合/炊飯時)	●13A
 掃除機	●強 10A ●弱 2A	 IHクッキングヒーター (200V)	●20A～30A (最大使用時58A)
 アイロン	●14A	 食器洗い乾燥機 (100V卓上タイプ)	●13A
 ヘアードライヤー	●12A	 ドラム式洗濯乾燥機 (洗濯・脱水容量9kg)	●乾燥時 13A ●洗濯時 2A

※各電気機器を使用した場合の想定値です。実際の消費電力は各機器の取扱説明書などをご確認ください。

※電気機器の消費電力はワット数で表示されていますが、アンペア数は100ワットで1アンペアと考えてください(100ボルトの場合)。

■例えば、冬の夕食時の場合は…

キッチンでは照明や炊飯器・冷蔵庫・電子レンジを、居間では照明やエアコン(暖房)を使っていると…

インバーターエアコン (暖房時)	+	冷蔵庫	+	照明 (合計)	+	電子レンジ	+	IHジャー炊飯器 (炊飯時)	=	39.1A ÷ 40A
6.6		2.5		2		15		13		

電気の安全な使い方

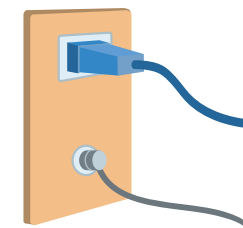
濡れた手は危険

濡れたままの手で電気機器のスイッチの操作やプラグの抜き差しはやめましょう。



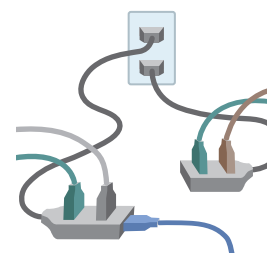
アースの取り付けをお忘れなく

万一、漏電した場合、感電する恐れがあるのでアースの取り付けを忘れずに行ってください。



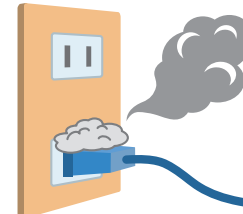
タコ足配線はやめましょう

タコ足配線は、テーブルタップやコンセントが過熱して危険です。テーブルタップなどの容量の範囲内で使用してください。



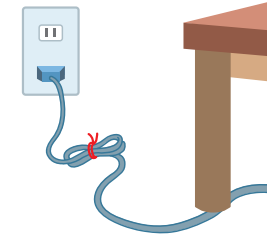
コンセントのホコリに注意

長期間差し込んだままのプラグとコンセントの間のホコリは火災の原因となることがあります。こまめに掃除をしてください。



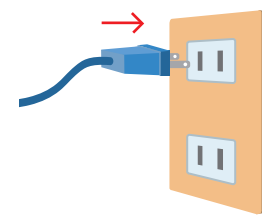
コードは踏まずに曲げずに

電気機器のコードを重い物で踏んだり、無理に折り曲げたりすると、断線やショートすることがあるのでとても危険です。



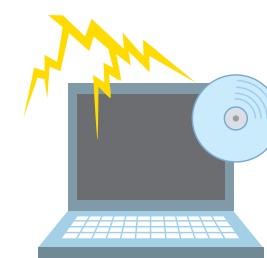
プラグは正しく抜き差しを

プラグを差し込むときはまっすぐ、しっかりと。抜くときはコードを引っ張らずに正しい扱い方をしましょう。



データのバックアップで停電時対策

パソコンのデータは、台風や落雷による停電で失われてしまう危険性も。データのバックアップをしておくことや無停電電源装置の利用により、トラブルを防ぐことをおすすめします。



漏電とは

電気がもれないように絶縁されている屋内配線や電気機器。しかし、コードやプラグなどが傷んだり、水をかぶったりすると、電気がもれて「漏電」が起こります。漏電は感電事故や火災の原因にもなるので十分に注意してください。

感電とは

漏電している電気機器に触れると、電気はその人の体を通り、大地に流れていきます。これが「感電」です。感電は、程度が弱いときはショックだけですみませんが、強い電気が流れた場合は人命に関わることもあります。濡れた手で電気機器を扱うのは危険なのでやめましょう。特に洗濯機など水を使う場所で使用する電気機器には、人体に電気が流れるのを防ぐアースを必ず取り付けましょう。

漏電・感電を防ぐには

漏電遮断器

漏電などで異常な電流が流れると、0.1秒以下の速さで自動的に電気を切る装置です。分電盤にこれを取り付けると、家中の電気設備・機器の漏電による事故を防ぐことができます。

※漏電遮断器は、年に1～2回はテストボタンで正常に作動するか確認しましょう。なお、漏電遮断器は製造後15年が交換の目安となっています。

〈漏電遮断器〉



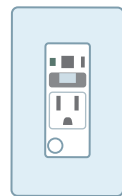
単相3線式には中性線欠相保護機能付きの漏電遮断器

アースをとっている線（中性線）の接触が悪くなったり、高い電圧が加わったときに電気機器が故障することがある単相3線式。このようなトラブル回避に、中性線欠相保護機能付きの漏電遮断器が有効です。

漏電遮断機能付きコンセント

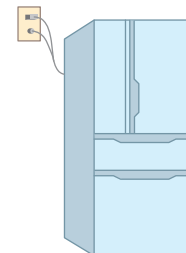
漏電が起きたときに、自動的に電気を切るコンセントです。取り付けも簡単です。

〈漏電遮断機能付きコンセント〉



アースが必要な電気機器

「アース」は、地中深く埋め込んだ銅板などと電気機器を接続した、電気を逃がす通路のこと。電気機器にアースを取り付けておけば、万一、漏電した場合にも人体に電気が流れるのを防ぐことができます。なお、アースと一緒に漏電遮断機能付きコンセントを取り付けておくと、さらに万全です。



ご家庭では

洗濯機・エアコン・衣類乾燥機・電子レンジ・食器洗い乾燥機・電気給湯器・冷蔵庫、ほか水気や湿気の多い所で使う電気機器

商店では

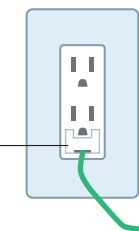
電飾・エアコン・業務用冷凍冷蔵庫・自動販売機・食器洗い乾燥機など

接地端子付きコンセント（100V用）

コンセントの接地端子に、電気機器のアース線を接続するだけで電気を逃がすことができます。

〈接地端子付きコンセント〉

接地端子

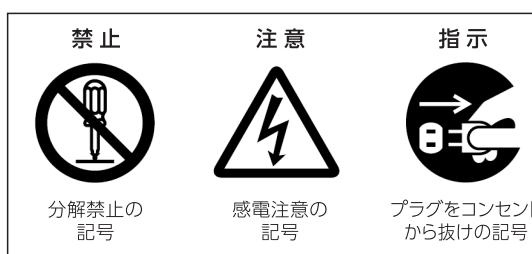


ワンポイントアドバイス

取扱説明書は必ず読んでください

電気機器の安全な使い方が詳しく書かれているので、取扱説明書は使う前に必ずお読みください。また、これらの電気機器には警告表示の記号がありますのでご確認ください。記号には「禁止」「注意」「指示」の3種類があります。

「電気用品安全法」に基づき、感電事故を防ぐための安全基準に適合した電気機器には、右記に示すPSEマークが付いています。これらのマークのほかに、Sマークが付いている電気機器があります。Sマークは、JET:（一財）電気安全環境研究所、JQA:（一財）日本品質保証機構などの第三者認証機関が、安全性を確認し認証した場合に付けられるマークです。安全の目安としてご確認ください。



家のまわりの配線にもご注意ください

家のまわりに敷設されている配線も、絶縁物が古くなっていると、感電することがあります。必要とき以外、不用意に触れることのないよう注意しましょう。

漏電遮断器やアースの工事について

ガス管にアース線を接続するのは危険なので絶対にやめてください。また、水道管も合成樹脂製が多くなっているため、アース効果は期待できません。アースの工事、漏電遮断器の取り付けには「電気工事士」の資格が必要です。

6

災害時の備えと対処法について

災害時の備え

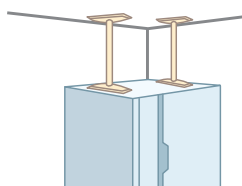
停電などに備え、事前の準備を

災害・停電に備え、次のようなものを準備しておきましょう。

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 飲料水
- 乾電池
- ため水(生活用水)
- 携帯電話の電池式充電器

電気機器には倒れない工夫を

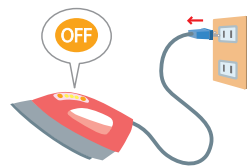
テレビや冷蔵庫などの大型電気機器は置く場所に注意し、固定器具などで倒れないように工夫をしましょう。また、外にあるもので強風で飛ばされる恐れのあるものは、あらかじめ固定しておきましょう。



災害時の対処法（状況によっては避難を最優先にしてください）

スイッチを切ってプラグを抜いて

地震の影響で火事になる危険性があります。グラツキたら使用中の電気機器のスイッチを切りましょう。特に、アイロンやヘアードライヤー、トースターなどの熱機器は、プラグをコンセントから抜くようにしてください。



ブレーカーを切って避難を

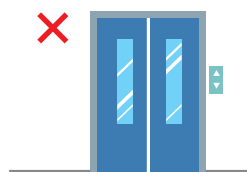
安全な場所へ避難するときは、電気の消し忘れによる事故を防ぐために、分電盤のブレーカーを切ってください。日ごろから分電盤の位置を確認しておきましょう。また、分電盤の付近には物を置かないようにしましょう。



災害時にエレベーターは使わない

地震や火災などで建物から避難するときには、エレベーターの使用は避けましょう。

※自動着床機能が付いたエレベーターは、乗っているときに停電しても最寄りの階まで移動しますので、そこで降りることができます。



水に濡れた電気機器は使わない

一度水につかった屋外配線や電気機器は漏電などの原因となります。危険ですので絶対に使用しないでください。台風などによる浸水により、電気機器のご使用にご不安・ご不明点がございましたら、電気店までご相談ください。

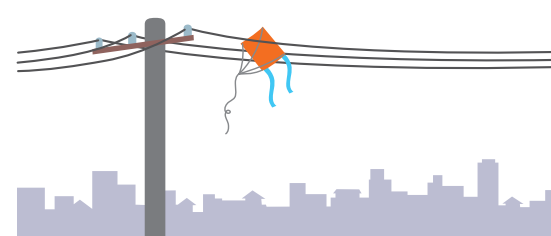


7

電線・電柱の扱いにはご注意ください

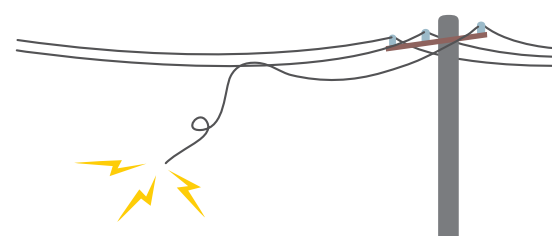
電柱にはのぼらない

セミや電線に掛かった風を取ろうとして電柱にのぼって、ケガをすることがあります。もし電線に凧やラジコン飛行機などが掛かったときは、一般送配電事業者へご連絡ください。



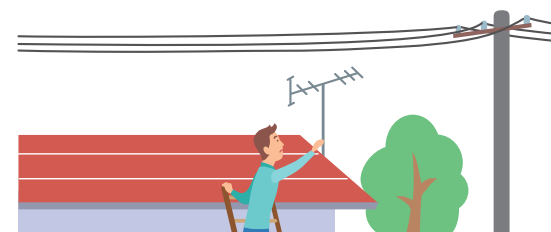
切れた電線には絶対さわらない

台風の後など、電線が切れていたり、家のまわりの樹木やアンテナの支線、雨どいなどが電線に触れていたりすると大変危険です。絶対に触れないようにしてください。



電線の近くでの作業には細心の注意を

屋根にアンテナを設置したり、ペンキを塗るなど、電線の近くで作業する場合は、電線に触れないよう十分に注意してください。



釣りざおを扱うときは電線に触れない場所で

最近、電気を通しやすいカーボン製の釣りざおが多くなっています。電線に触れたときはもちろん、電線に近づけ過ぎても、とても危険です。近くに電線が無いことを確かめてからご使用ください。

ワンポイント アドバイス

電線・電柱を移動したい場合

家の新築や増改築の際に、電線・電柱が支障になる場合があります。これらの設備を移動したいときは、一般送配電事業者へご相談ください。なお、電柱などを移動する際は道路の掘削許可などが必要となり、時間がかかります。また、工事費をご負担いただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。



8 電気の契約について

約款によって定められる電気の契約

電気をご利用いただくためには、お客さまとJ:COMとの間に一定条件に基づいた契約が必要となります。この契約内容を定めているのが「J:COM でんき/電力 家庭用コース 契約約款」です。内容はホームページでご覧いただけます。

ご契約のお申し込み

ご契約については、所定の申込書によってお申し込みをいただき、当社が承諾したときに成立いたします。なお、簡易な内容のものについては、お電話でのお申し込みを受け付ける場合もあります。

お申込時に必要な事項

- お使いになる場所
 - お使いになる人(契約名義)
 - ご契約メニュー(契約種別)
 - ご契約容量(契約電流・電力)
 - 利用開始希望日
 - 料金の支払方法
- などの事項が必要となります。

なお、ご契約の容量は年間で最も電気をご利用になる月を基準としてお申し出いただきます。

ご契約の単位・期間について

電気のご契約は、1世帯につき1つの契約を結んでいただくものです。ご契約期間は、お客さまのご契約プランに準じます。

電気利用量をメーター(電力量計)で検針

毎月1回、一般送配電事業者があらかじめ定めた日に係員(検針員)が伺い、メーターを検針。そのメーターの示す数字によって1カ月の電気の利用量が決められます。スマートメーターが設置されている場合、30分ごとの電気の利用量が通信回線を利用して一般送配電事業者に送信されます。

電気料金について

前回の検針日から今回の検針日の前日までの期間を1カ月として料金を計算。新しく入居した場合は、電気を使い始めた日の当日から初回の検針日の前日までの期間について、転居する場合は、最後の検針日から転居する日の前日までの期間について料金を計算します(*)。

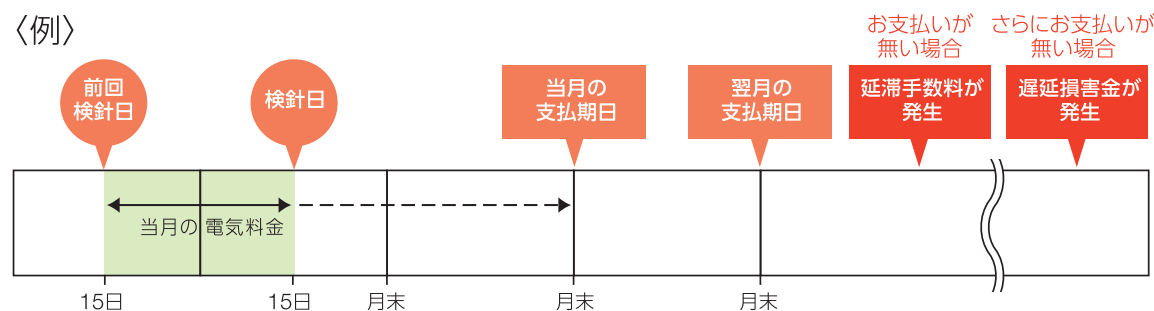
*基本料金もしくは最低料金は日割り計算を行います。

9 電気料金のお支払いについて

お支払いの期限

電気料金のお支払義務は、検針日に発生いたします。電気料金のお支払期限は、検針日の翌月末となりますので、それまでにお支払いください。料金その他の債務について、お客さまから当月の支払期日にお支払いが無い場合は、翌月の支払期日に翌月分と合わせてお支払いいただくこととなります。万一、翌月の支払期日を経過してもなお、お支払いが無い場合(当社がお支払いを確認できない場合も含む)には、別に定める延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。それでもなお、支払期日を経過してもお支払いいただけない場合は、当社が定める期日からお支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で算出した額を遅延損害金としてお支払いいただきます。※延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

〈例〉



電気料金のお支払方法

毎月の電気料金のお支払いは次のいずれかでお願いいたします。

口座振替

毎月、お客さまの預貯金口座から引き落としさせていただきます。

クレジットカード

毎月ご指定のクレジットカードにてお支払いいただきます。

10『電気ご利用料金のお知らせ』について

お客さまのご契約やご利用料金をJ:COMマイページから確認することができます。

ご利用量です

(例)『ご利用料金内訳書』

お客さま番号

ご請求予定金額の内訳です

ご請求予定額をご案内しています

※一部の地域では、上記と異なる様式の場合があります。 ※料金は一例です。

ご利用料金内訳書	
検計年月 J:COM ID お客さま番号 ご利用場所	2016年 5月 ***** ** - ***** **県**市**町**
お客さま名 供給地品特定番号	ジェイコム 花子 様 *****
ご利用期間 2016年4月 5日 ~ 2016年5月5日 ご利用日数 30 日	(1 / 1 ページ)
ご契約プラン J:COM電力 家庭用コース 従量B ご契約 40A 今回指示数 985 前回指示数 505 差引 480 ご利用量 480kWh	
料金内訳詳細	割引前金額 (税抜)
基本料金 (40A)	1,240.00円
電力量料金 (1段階料金 0 kWh ~ 120 kWh まで)	2,615.56円
電力量料金 (2段階料金 120 kWh 超過 ~ 280 kWh まで)	4,402.97円
電力量料金 (3段階料金 280 kWh 超過 ~)	6,179.63円
燃料費調整額	-1,288.89円
小計	13,149.27円
割引後電力量料金	12,474円
消費税相当額	997円
再エネ発電賦課金 (税込)	758円
合計	14,229円
【お問い合わせ先】 J:COMカスタマーセンター J:COM電力家庭用コース専用ダイヤル 0120-848-816 (受付時間/9:00~18:00 年中無休) 「割引額」は、お住まいの地域の電力会社の料金メニューと比較したお得額です。	

- 1 ご契約者名義
- 2 お客さま番号
- 3 ご契約プラン
- 4 当月使用量
- 5 基本料金・電力量料金
- 6 燃料費等調整額
- 7 再エネ発電賦課金
- 8 J:COM割引額
- 9 当月のご請求予定金額
- 10 お問い合わせ先

※⑥燃料費等調整額は、以下の合算料金です。
J:COM電力をご契約の場合:燃料費調整額+電源調達調整額(一部エリアは除く)+離島ユニバーサルサービス調整額(一部エリアのみ)
J:COMでんきをご契約の場合:燃料費調整額+離島ユニバーサルサービス調整額(一部エリアのみ)

お問い合わせの際は、ご住所・お名前とともに、
②のお客さま番号をお知らせください。

電気料金の内訳について

電気料金は、契約の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額です。

〈例〉月額料金の算定

$$\text{月額料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金 (単価} \times \text{利用量)} - \text{割引額} + \text{燃料費等調整額 (単価} \times \text{利用量)} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金 (単価} \times \text{利用量)}$$

* グリーンメニューおよび北海道電力エリアのオール電化メニューには割引額は適用されません。
* J:COM でんき a従量A/aグリーン従量A、J:COM 電力 従量A/グリーン従量Aをご契約の場合、基本料金が最低料金となります。
* まったく電気を利用しない場合の基本料金は、半額(最低利用料金)となります。
* 最低月額料金の適用を受けるお客さまの場合は、最低月額料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとなります。

再生可能エネルギー発電促進賦課金について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月1日より開始され、電気事業者は、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取りに要する費用は、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として電気をお使いになるお客さまに、利用量に応じてご負担いただきます。

燃料費調整制度について

電気料金は火力燃料価格の変動分に応じて調整されています。

火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。詳細につきましてはHPをご確認ください。

<https://www.jcom.co.jp/service/electricity/price/fuelcost/>

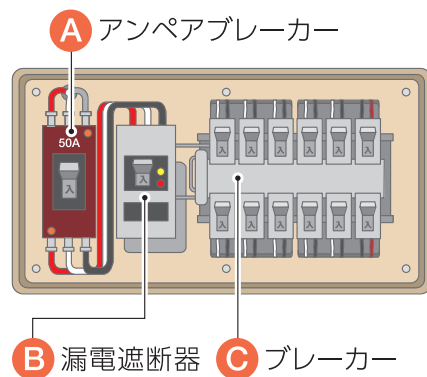
11 入退居時について

初めて電気をつける場合

入居後初めて電気をお使いになる場合は、次の順序で分電盤を操作してください。操作しても電気がつかないときは、J:COMへご連絡ください。

1. **A** アンペアブレーカーのスイッチを『入』にする。
2. **B** 漏電遮断器のスイッチを『入』にする。
3. **C** ブレーカーのスイッチを『入』にすると電気がつきます。

※アンペアブレーカーが設置されていない場合、2、3の操作をしてください。



契約アンペア変更の場合

アンペアブレーカーの容量を変更したい場合は、J:COMへご連絡ください。(参照 P.8)
なお、お客さまの設備の状況により、屋内の配線工事が必要となる場合があります。



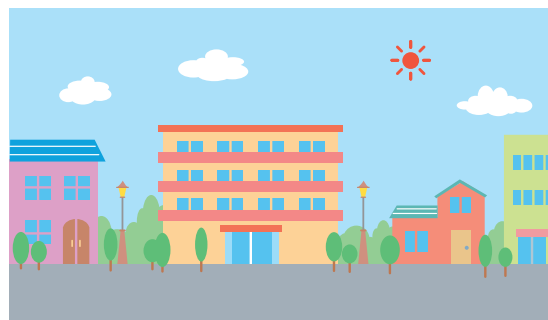
退居される場合

J:COMへのご連絡について

お引越しが決まりましたら、お早めにJ:COMへご連絡ください。ご連絡が無いと退居日以降も料金が発生してしまいますので、必ずJ:COMまでご連絡ください。

お引越しまでの電気料金について

お引越しまでの電気料金は、最後の検針日から退居する前日までの期間について料金を計算します。

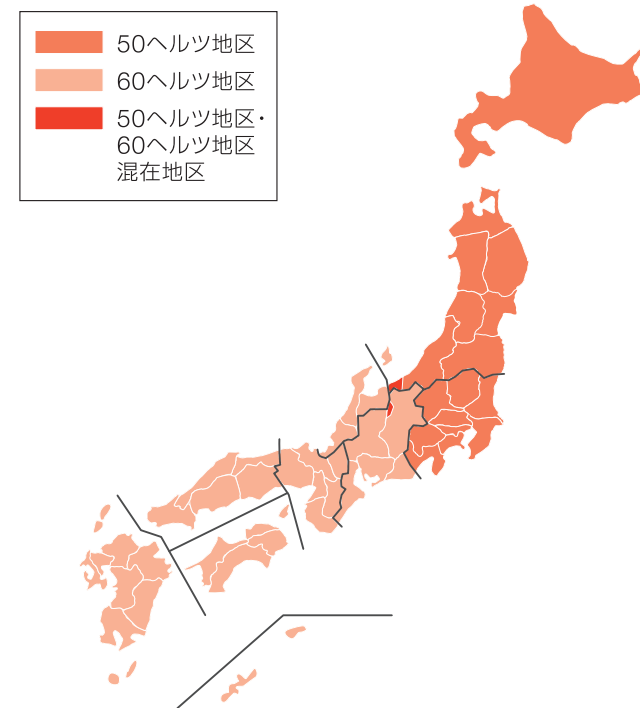


※お引越し当日は、安全のためアンペアブレーカーなどのスイッチをお切りください。
※寒冷地では、電気を使った凍結防止設備付きの給湯器や配管になっている場合がありますので、ご注意ください。

12 周波数の異なる場所へのお引越しについて

地域によって異なる周波数

明治時代に電気をつくる発電機が導入された際、関東にはドイツから周波数50ヘルツのものが、関西にはアメリカから周波数60ヘルツのものが輸入されました。以来、静岡県の富士川から新潟県の糸魚川あたりを境にして、東側が50ヘルツ地区、西側が60ヘルツ地区と異なる周波数が使用されています。
お引越しされる地域の周波数について事前に確認しておきましょう。なお、お引越し先の周波数が不明な場合はJ:COMにご相談ください。



周波数によりそのまま使用できない場合があります

電気機器には周波数表示がされています。50/60Hzの表示があるものは、全国どの地区でも使えますが、50Hzや60Hzなど、単独表示のものはその周波数に合った地域でしか使用できない場合があります。
周波数の違う電気機器をそのまま使うと正常に作動しないばかりか、故障してしまうこともありますのでご注意ください。特に、モーターを利用する機器が該当します。

■参考例

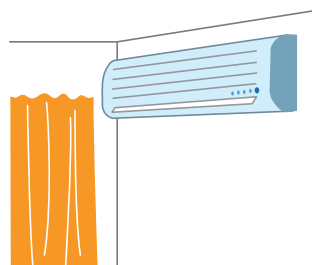
使える そのまま	電熱を利用する電気機器	●電気炊飯器 ●トースター ●コンロ ●こたつ ●電気毛布 ●ストーブ ●アイロン ●白熱電球 など
	電波を利用する電気機器	●テレビ ●ラジオ など
能力が 変わる	モーターを利用する電気機器	●掃除機 ●ジューサー ●ミキサー ●インバーターエアコンなど、50/60Hzと表示してあるものはそのまま使えます。 ●扇風機 ●冷蔵庫 ●換気扇などは、回転数や消費電力が2割ぐらい変わります。
	蛍光灯 水銀灯	安定器の交換が必要です。 ただし、インバーター式の蛍光灯はそのまま使えます。
使えない そのままでは	電気時計	周波数切替スイッチ付きのもの以外は買い替えが必要です。
	電子レンジ	高圧トランス、高圧コンデンサー、タイマーの交換が必要ですが、新しい商品の中にはどちらにも使えるものもあります。

※同じ機器でも種類によってそのまま使えるものもあります。詳しくは、電器店にご相談ください。

13 賢く上手に電気を使いましょう

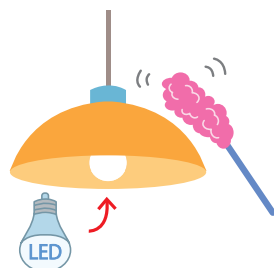
エアコン

- カーテンやブラインドなどで熱の出入りをカットすることで、外気の熱や冷気を遮断し、効率よく冷暖房することができます。
- 冷房中は上向き、暖房中は下向きに風向きを調整すると部屋の温度のムラを防ぐことができます。さらに、サーキュレーターや扇風機を併用することで、床や天井にたまりがちな冷気や暖気を循環させると効果的です。
- フィルターにホコリがたまると冷暖房能力が低下し、効率が落ちます。エアコンはこまめに掃除するようにしましょう。



照明

- 必要なとき以外は「こまめに消灯」が省エネのポイント。照明機器のスイッチの入切にはほとんど電力を消費しません。
- 照明機器のカサやカバーが汚れると明るさが低下するので、こまめに掃除することが大切です。
- 電球形蛍光灯や電球形LEDランプの使用は、白熱電球に比べて省エネになります。



テレビ

- 画面の明るさが自動調整されて消費電力を抑えられる省エネモード設定がおすすめです。



冷蔵庫

- 設定温度を「標準(中)」にしておくことで、自動で温度調節します。また、冬場や庫内の食品が少ない場合などは、設定温度を「弱」にすると、さらに省エネになります。
- 庫内の詰め込み過ぎに注意。また、ドアを開けている時間や開け閉めの回数を減らすことで、省エネになります。



温水洗浄便座

- 便座のフタを閉めておくことで、熱を逃さずに省エネになります。
- 便座の温度設定は、季節に合わせて「高」や「中」から「低」にするなど工夫すると省エネにつながります。



14 ご注意ください

送電開始時の機器のご使用について

送電開始時に熱源機器など(ストーブ、アイロンなど)の電気製品は、意図しない動作による火災などが発生する可能性がありますので、ご使用にならない場合は、電源プラグをコンセントから抜いていただくようお願いいたします。

停電について

以下のような場合には、停電します。

- 故障その他、工事上のやむを得ない場合
- 近隣での停電や計画停電など
- 天災地変など

送電停止となる場合について

以下のような場合には、送電停止となる場合があります。送電停止の理由となった事柄が解決され次第、通常どおり電気をお届けします。

- 電気をお使いいただく上で保安上危険な状況(火事や交通事故など)が発生し、緊急措置が必要とされる場合
- メーターなどに手を加えるなどして不正に電気を使用した場合などで、警告しても改めない場合



ご契約を解除させていただく場合について

以下のような場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

- 料金その他の債務について、お支払期日を過ぎても、J:COMがお支払いの事実を確認できない場合
- 送電停止となっており、その理由となった事柄が解決されない場合
- お客さまが当社へ連絡することなく転居され、電気を使われていないことが明らかな場合
※ご契約が終了しても、お客さまとの債権債務(電気料金のお支払いなど)は消滅いたしません。
- 旧一般電気事業者の小売部門に、家庭などへの電気の供給が義務付けられていますので、J:COM でんき/J:COM 電力のご契約が解除となった場合には、旧一般電気事業者の小売部門から、標準的な料金メニュー(経過措置の料金メニュー)で電気の供給を受けることができます。



15 ご確認ください

電気工事は電気工事店などへ

電気工事は、専門の方以外が行うのは大変危険です。必ず電気工事店などにご依頼ください。

保安および調査

電気を安心してお使いいただくために、法律に基づいて4年に1回の定期調査など保安業務を一般送配電事業者が実施しています。



- 係員は所定の証明書を提示します。
- 一般送配電事業者は、国に登録された登録調査機関に委託している場合があります。

なりすましにご注意を

当社社員や関係会社社員を装った詐欺・窃盗や勧誘などに、ご注意くださいますようお願いいたします。不審に思われたら、J:COMまでご連絡ください。

詐欺・窃盗の一例

- 漏電調査、分電盤の修理、コンセントの検査などの名目で取り換える必要の無い電気機器などの取り換えを行い、工事代金として多額の金額を請求する。
- 一般送配電事業者などを装い、屋内のアンペアブレーカー調査などの名目でお客さま宅に上がりこみ、お客さまにブレーカーを見るように依頼し、目を離したすきに金品を盗む。



勧誘の一例

- 「電気料金が安くなる」など、使用法によって電気のご契約に違反する変圧器の設置を強要する。